

重要生活安全事犯発生時における特別捜査隊の編成及び運用について（例規）

最終改正 令和 8 . 2 . 20 例規務第 3 号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

（概要）

事件の規模、態様等から生活安全部門の総合力を発揮して早期解決を図る必要がある事件が発生した際の特別捜査隊の編成及び運用に関し、必要な事項を定めたものです。